

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

滋賀県立精神医療センター（以下「センター」という。）において、平成 29 年 9 月に患者が入院同意後に無断で外出し、自殺に至った案件について、患者のご遺族から調停の申立てがあり、協議を経て双方合意する見込みとなったことから、平成 30 年 9 月定例会議で損害賠償額を定めることについて承認を得て、調停を締結させていただきたい。

1 損害賠償の額

(1) 金額

金 3 0 0 万円

なお、全額病院賠償責任保険により支払われる。

(2) 損害賠償に応じる理由

センターにおいて、入院が必要と診断した患者が入院同意後に無断で外出し、その結果として自殺に至った案件について、当該患者が外出したことに対して病院の管理が万全でなく一定の責任を負うべきものと判断し、今般の調停において双方合意に至る見込みであるため。

2 経過概要

(1) 患者 50 歳代（事故当時）女性

(2) 経過

平成 29 年 9 月に県内在住の患者が入院同意後に無断で外出し、行方不明となり、近隣マンションから飛び降り、心肺停止状態で緊急搬送された旨、搬送先の病院から連絡があった。

この後、ご遺族がセンターへ損害賠償を求められたため、センターは弁護士と協議しながらご遺族と対応してきた。

平成 30 年 5 月にご遺族より、監視が不十分であったことにより、自殺で死亡するという結果に至らしめたことに対する損害賠償を請求する旨の調停の申立てがあり、数回の協議を経て、和解に向けた調停条項（案）に双方合意する見込みとなった。

3 再発防止策

今回、入院に同意した患者が無断で外出されたことを踏まえ、入院同意後、直ちに病棟へ案内するよう「外来看護基準・手順」(マニュアル)を改訂し、センター内で周知した上で、3月から実施している。

4 その他

ご遺族は、住所・氏名の非公開を求められており、患者ご本人およびご遺族のプライバシーの侵害とならないよう配慮する。